



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan

幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2009.12.1 No. 33 - 27

最終弁論（書面提出と口頭弁論）を終えて結審！

佐賀便労災裁判（東京高裁）公判報告

去る11月17日、東京高裁809号法廷で佐賀便機長労災事件の最終弁論が行われ、この裁判での事実上の審理は終わり、結審しました。判決期日（いつ判決が言い渡されるかの予定）については、裁判長が「追って、指定します」と発言し閉廷しました。（最終弁論内容は今後の日乗連ニュースで紹介します。また判決日はわかり次第報告します）

◆仲間が傍聴席を埋め尽くした中、説得力のある口頭弁論

この日は、あいにくの小雨模様の中でしたが、朝9時からの裁判所前での「労災認定を訴えるビラ」配布と横断幕での宣伝を行いました。ビラ配りには困難な状況でしたが500枚を超えるビラが配布されました。

11時から始まった「最終弁論」には50名の傍聴参加者が傍聴席を埋め尽くし裁判が始まりました。追加証拠書面の提出の後、代理人である米倉弁護士から、この裁判全体を振り返り、一審でのパイロットの業務の実態を踏まえなかった誤った判断について、具体的に弁論を行いました。パイロットが受ける業務上のストレス、疲労を蓄積させるメカニズム、疲労回復に困難な環境、勤務条件の悪化、救命機会の喪失、労使協定が健康維持の決め手になる水準にはないことなど迫力を持って訴えました。

被告側からは（書面にて提出した通りとして）発言はありませんでした。

◆5,000枚を超える要請署名を提出

口頭弁論が行われた法廷には、機関署名143団体、個人署名5,249筆が原告テーブル上に積み上げられ裁判長に紹介した上、閉廷後書記官室にて提出されました。

協力をいただいた、日乗連傘下の組合員、関係労組の方々に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

なお、この個人署名の中には、全運輸労働組合から管制官を含めた2,500筆を超える署名があったことも併せて報告します。

この署名は、引き続き回収を続け、年内に再集計し裁判所に提出する予定です。

当日の取り組みへの参加者は、裁判所前ビラ配り13名、裁判傍聴49名、報告集会41名でした。ご協力ありがとうございました。

（次頁へ続く）



<<9年間の経過報告>>=====

本件事件について発生以後に乗員になった方々も多いことから、今回は、この9年間で簡単に振り返ってみます。2000年(平成12年)9月11日、全日空559便(A320)担当機長が、当日4便目の乗務となる佐賀空港への進入降下中、小脳出血により意識不明となりました。当該便は副操縦士による操縦で無事佐賀空港に着陸しましたが、その8日後、当該機長は搬送された病院で亡くなりました。

ご遺族は、翌年、当該単組がバックアップする中で労働災害保険の申請を行いました。申請を受けた大田労基署は2003年に労災認定を棄却しました。そのため、2006年には東京地方裁判所にこうした決定を取り消し、労災を認める判決を求めて、2004年に東京地裁に訴えを起こしました。しかし東京地裁は2006年、「時間外勤務時間は短く業務との因果関係は認められない」等として請求棄却の判決を出しました。

現在、これらの誤った判断を改めるべく現在、東京高等裁判所で最終段階に入っています。第一審での裁判所の誤りを正すために、航空機乗務実態を他社乗員を含めた多くの仲間が陳述書として提出し、被災当時の状況がいかに厳しかったのかを具体的に証明しました。更に、脳神経外科医の新宮医師の意見書と証言で、当該機長が小脳出血に至るプロセスが医学的にも証明されました。ここでは高稼働のエアバス乗務スケジュール、外泊の多さなどによって血圧(血管)状況が悪化していった過程や、当日の厳しい気象状況での名古屋空港への進入着陸で小脳出血を発症した経過が詳細に証明されました。また今年9月には「シミュレーターによる裁判官検証」や「同僚機長による証言」も採用され、事実調べは終了し、今回11月17日の裁判公判では、原告、被告双方からの最終弁論が行われました。

これで、本件事件についての原告(ご遺族)、被告(国)の双方の証明と主張が出揃い、この裁判は結審しました。

◆決して負けられない裁判。最後まで支援を

乗員組合は、この裁判は「決して負けられない裁判」と位置づけて取り組んできました。その理由は、業務との因果関係、救命機会の喪失の事実などから、この事件で労災が認められなければ今後、我々の職場で起きるあらゆる労災は、「却下」されるであろうという危機感からです。

公判への意見書や陳述書提出、証人の出廷、新たな証拠の準備などは法務部を中心にこれまで取り組んできましたが、今後は、裁判官が最終的に判断し判決を決める段階に入ります。乗員組合法務部では、最後まで出来る取り組みは行っていきます。

これまで日乗連、航空連、安全会議とも連携して「労災認定判決を求める」として取り組んできました。これは本件が航空全体の問題として放置出来ないからです。今後も重大な関心を持って判決を見守っているということを裁判官に示す必要があります。引き続きの支援を訴えます。

◆佐賀便署名は年末まで引き続き回収します

最終弁論当日に署名を裁判所に提出しましたが、その後も多くの方々から署名が送られています。判決まで可能な限り「勝利判決」獲得に向け取り組んでいきます。従って年末まで更なる署名回収を行い、裁判所に届けます。